

障害年金を 知っていますか？



障害年金は、公的年金に加入し、一定の保険料の納付要件を満たしている人で、法令で定める障害の基準に該当する人が受けられる年金です。国民年金課国民年金班^㉔5086（市役所1階⑨番窓口）、総合支所、支所、岩国年金事務所^㉔2222（立石町一丁目8-7）

障害年金の種類

障害年金は、障害の原因となった病気で初めて病院を受診した日（初診日）に、どの年金制度の被保険者であったかによって、受給する障害年金の種類が違います。

初診日の時点で加入していた年金制度	支給される障害年金
国民年金	障害基礎年金
厚生年金	障害厚生年金
共済年金	障害共済年金

※初診日が20歳前または60～65歳の年金未加入期間中の人は、障害基礎年金が支給されます。

障害年金が支給される

「障害の程度」

年金が支給される障害の程度は「国民年金法施行令」と「厚生年金保険法施行令」によって障害等級（1～3級）が定められています（障害の状態の基

●障害基礎年金

初診日が20歳前の人は20歳に達したとき、または初診日から1年6カ月経過した時点（障害認定日）の、障害の程度が1級、2級のいずれかに該当している場合

年金額

支給される障害年金の額は、初診日の時点で加入していた年金や障害の程度、配偶者の有無や子供の数などによって異なります。

障害の程度（1～3級）の 障害の状態の基本

※障害者手帳の等級とは異なります。

【1級】 他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの状態
(例) 身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない（制限されている）人、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような人

【2級】 必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活が極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの状態
(例) 家庭内で朝食を作るなどの軽い活動はできてもそれ以上重い活動はできない（制限されている）人、入院や在宅で活動の範囲が病院・家屋内に限られるような人

【3級】 日常生活にほぼ支障はないが、労働が著しい制限を受ける、労働に制限を加えることを必要とするなど、労働については制限がある状態

受給には申請が必要です

障害年金の支給を受けるには、本人または家族による申請の手続きが必要です。手続きを行う前に、初診日や基礎年

●障害基礎年金

○1級 97万5100円/年

○2級 78万1000円/年

※年金額は平成27年度の額

※18歳到達年度末日までの子（または障害の状態にある20歳未満の子）がいる場合は、その人数に応じて一定額が加算されます。

金番号が分かるようにして事前に相談してください。

○国民年金 国民年金課国民年金班（市役所1階⑨番窓口）、岩国年金事務所

所

○厚生年金 岩国年金事務所

○共済年金 それぞれの共済組合

申請の手続き後、日本年金機構で障害の認定や障害年金の決定が行われます。支給が決定した人には年金決定通知書と年金証書が送付され、その1～2カ月後に障害年金の支払いが開始されます。

※詳しいことは問い合わせください。